

2023年5月16日

各 位

会社名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一
(コード番号 4837 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務執行役員 HQ 管掌役員 佐藤 好男
(TEL 03-6731-7278)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の当社第22回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由 2022年7月1日にC種優先株式のすべてを、同年8月8日にB種優先株式のすべてを消却したことに伴い、関係条文を削除するほか所要の変更を行うものです。
2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万250株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は1億4千万株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4千株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は2千5百株、D種優先株式の発行可能種類株式総数は4千万株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とし、C種優先株式につき1株とし、D種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第2章の2 B種優先株式 <u>(B種優先配当金)</u> 第11条の2 当社は、<u>第43条の規定に従い剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるB種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>2 ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定めるB種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万250株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

した場合のB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「B種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積したB種未払優先配当金（以下「B種累積未払優先配当金」という。）を、第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金及びB種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（B種優先期中配当金）

第11条の3 当社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭（以下「B種優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

<削除>

（残余財産の分配）

第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除し

<削除>

た金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする償還請求権）

第11条の5 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するB種優先株式の数は、償還請求が行われたB種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式、取得請求権が行使されたC種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた

<削 除>

場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000 円 × (1 + 0.03)^{m+n/365}
払込期日 (同日を含む。) から償還請求日 (同日を含む。) までの期間に属する日数を「m 年と n 日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.03)^{x+y/365}

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われた B 種優先配当金 (償還請求日までの間に支払われた B 種優先期中配当金及び B 種累積未払優先配当金を含む。) の支払金額とする。

B 種優先配当金 (償還請求日までの間に支払われた B 種優先期中配当金及び B 種累積未払優先配当金を含む。) の支払日 (同日を含む。) から償還請求日 (同日を含む。) までの期間の日数を「x 年と y 日」とする。

3 本条第 1 項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 6 B 種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有する B 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求 (以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。) することができる。

< 削 除 >

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当会社が B 種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B 種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B 種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
= B 種優先株主が取得を請求した B 種優先株式

の数×第 11 条の 5 第 2 項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた B 種優先配当金（転換請求日までの間に支払われた B 種優先期中配当金及び B 種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

（2）転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、273 円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021 年 6 月 30 日以降の毎年 12 月 31 日及び 6 月 30 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の 95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）が、当該転換価額修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該転換価額修正日以降、修正後転換価額に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が 190 円（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、B 種優先株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1 株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」

は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通

取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当社本店に到着したときに発生する。

(D種優先株式を対価とする取得請求権)

第11条の7 B種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えにD種優先株式を交付することを請求（以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当社がB種優先株主に対し対価として交付するD種優先株式の数は、以下

< 削 除 >

に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなるD種優先株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社のD種優先株式の数
＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたB種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたB種優先期中配当金及びB種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、150円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当

会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受け権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若し

くは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、B種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取

得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相
接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換
価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方
の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) 当会社の発行済普通株式の株式数の変更
若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他
の転換価額を調整すべき事由の発生により転換
価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転
換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の
場合は、転換価額の調整は行わないものとする。
ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越
されて、その後の調整の計算において斟酌され
る。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を
行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりそ
の旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後
の転換価額及びその適用の日その他必要な事項
を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知
する。ただし、その適用の日の前日までに前記の
通知を行うことができないときは、適用の日以降
速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、転換
請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第11条の8 B種優先株主は、法令に別段の定
めがある場合を除き、株主総会において議決権を
有しない。

<削 除>

(株式の併合又は分割等)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除
き、B種優先株式について株式の併合又は分割は
行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集
新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式
又は新株予約権の無償割当てを行わない。

<削 除>

第2章の3 C種優先株式

(C種優先配当金)

第11条の10 当会社は、第43条の規定に従い剰
余金の配当をすることは、当該配当の基準日の最
終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株
式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)
又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種
優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併
せて「C種優先株主等」という。)に対し、第11
条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式
1株につき、C種第一優先配当金及びC種第二優
先配当金の合計額の金銭(以下「C種優先配当金」

<削 除>

という。)を支払う。C種優先株式1株当たりのC種第一優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額とし、C種優先株式1株当たりのC種第二優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額とする。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先配当金又はC種第二優先配当金から、当該配当の基準日の属する事業年度において支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定めるC種累積未払優先配当金を除く。)が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合のC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「C種未払優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積したC種未払優先配当金(C種第一優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第一累積未払優先配当金」といい、C種第二優先配当金に係る累積した不足額を以下「C種第二累積未払優先配当金」といい、C種第一累積未払優先配当金及びC種第二累積未払優先配当金を併せて、以下「C種累積未払優先配当金」という。C種累積未払優先配当金の額は、C種第一累積未払優先配当

金及びC種第二累積未払優先配当金の合計額とする。)を、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及びC種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(C種優先期中配当金)

第11条の11 当社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、C種第一優先期中配当金及びC種第二優先期中配当金の合計額の金銭(以下「C種優先期中配当金」という。)を支払う。C種優先株式1株当たりのC種第一優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)とし、C種優先株式1株当たりのC種第二優先期中配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2020年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)とする。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるC種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金を支払ったときは、C種第一優先期中配当金又はC種第二優先期中配当金から、当該期中配当までの間に支払われたC種第一優先期中配当金の合計額又はC種第二優先期中配当金の合計額をそれぞれ控除した額とする。また、当該期中配当

<削除>

基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の12 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、第11条の13第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の13 C種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下、本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するC種優先株式の数は、償還請求が行われたC種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日において償還請求が行われたC種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたD種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたC種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたD種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金

<削除>

<削除>

銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみC種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 C種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = $1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$
払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.08)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたC種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。

C種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の14 当会社は、2022年6月30日を経過した日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、各C種優先株主から取得するC種優先株式の数は、強制償還日におけるC種優先株主が保有するC種優先株式の数に応じ

<削 除>

て比例按分した数とする。C種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の13に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたC種優先期中配当金及びC種累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（議決権）

第11条の15 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割等）

第11条の16 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第2章の4 D種優先株式

（D種優先配当金）

第11条の17 当社は、第43条の規定に従い剰余金の配当をするとき、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先株式登録質権者」といい、D種優先株主と併せて「D種優先株主等」という。）に対し、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に適用された転換価額とする。以下同じ。）に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が当該D種優先株式の払込期日（ただし、当該D種優先株式がB種優先株式のD種優先株式を対価とする取得請

< 削 除 >

< 削 除 >

< 削 除 >

求権（転換請求権）の行使により発行された場合には、当該取得請求権の行使に係る転換請求日（第11条の7において定義される。）とする。以下同じ。）の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の18に定めるD種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、D種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定めるD種累積未払優先配当金を除く。）が、当該事業年度の末日を剰余金の配当の基準日として計算した場合のD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「D種未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積したD種未払優先配当金（以下「D種累積未払優先配当金」という。）を、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株主等に対して支払うものとする。

3 当会社は、D種優先株主等に対して、D種優先配当金及びD種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（D種優先期中配当金）

第11条の18 当会社は、第44条又は第44条の2の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が当該D種優先株式の払込期日の直後に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）

< 削 除 >

む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭(以下「D種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるD種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がD種優先株式を取得した場合、当該D種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の19 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主等に対して、第11条の24に定める支払順位に従い、D種優先株式1株当たり、第11条の20第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 D種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の20 D種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下、本章において「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、本章において、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったD種優先株式の一部のみしか取得できないときは、取得するD種優先株式の数は、償還請求が行われたD種優先株式の数に応じて比例按分した数とし、また、償還請求日におい

<削除>

<削除>

て償還請求が行われたD種優先株式、同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたD種優先株式、取得請求権が行使されたB種優先株式及び取得請求権が行使されたC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみD種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

2 D種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = D種優先株式の1株当たりの払込金額 × $(1 + 0.03)^{m+n/365}$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × $(1 + 0.03)^{x+y/365}$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたD種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。)の支払金額とする。

D種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたD種優先期中配当金及びD種累積未払優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 21 D種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有する D種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求 (以下、本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。) することができる。

<削 除>

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当会社が D種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、D種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

D種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= D種優先株主が取得を請求した D種優先株式の数 × 第 11 条の 20 第 2 項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額 (ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた D種優先配当金 (転換請求日までの間に支払われた D種優先期中配当金及び D種累積未払優先配当金を含む。) の支払金額をいう。) と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、D種優先株式の 1 株当たりの払込金額とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当会社は、D種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、本条において「転換価額調整式」という。) をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりD種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する

場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受けるとする権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受けるとする権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に

始まる 30 取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記 (b) に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、D 種優先株主と協議の上、その全員の承諾を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) 当社の発行済普通株式の株式数の変更若しくは変更の可能性の生じる事由又はその他の転換価額を調整すべき事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本 (e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記 (a) ないし (e) により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 D 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第 1 項に基づく転換請求の効力は、転換請求書が当社本店に到着したときに発生する。

(議決権)

第 11 条の 22 D 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

<削除>

(株式の併合又は分割等)

第 11 条の 23 法令に別段の定めがある場合を除き、D 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。D 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

<削除>

第2章の5 優先順位

(優先順位)

第11条の24 B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払優先配当金、C種累積未払優先配当金、D種累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種第一累積未払優先配当金を第1順位、C種第一優先配当金を第2順位、B種累積未払優先配当金、C種第二累積未払優先配当金及びD種累積未払優先配当金を第3順位（それらの間では同順位）、B種優先配当金、C種第二優先配当金及びD種優先配当金を第4順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第5順位とする。

ただし、本項に定める支払順位にかかわらず、B種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の剰余金の配当を行わない場合でも、剰余金の配当を行わないB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式に係る株主及び登録株式質権者の全員が書面により承諾したときには、普通株主及び普通登録株式質権者への剰余金の配当を可能とする。

2 B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

<中 略>

(種類株主総会)

第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。

2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。

<削 除>

<削 除>

<p>3 <u>第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>4 <u>第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2023 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 2023 年 6 月 29 日

以上